

**福岡アジア美術館
施設拡充等基礎的検討業務委託
提案競技実施要項**

福岡アジア美術館

この提案競技実施要項は、「福岡アジア美術館施設拡充等基礎的検討業務委託」にかかる、相手方候補者を選定するための提案競技に参加される方（以下、「提案者」という。）が、留意すべき事項を定めたものです。

提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で、提案を行ってください。

1 名称

福岡アジア美術館施設拡充等基礎的検討業務委託

2 目的

本業務は、現地調査・既存資料の整理・関係法令の確認等を行い、既存の警固公園地下駐車場をアジア美術館の施設拡充先として利活用するために必要な条件を整理するとともに、妥当な施設整備費の算出や改修範囲の検討及び実現性の検証を行い、今後の事業実施に向けた技術的知見を得ることを目的としています。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 提案限度価格

92,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とします。

※上限を超える場合は、失格とします。

5 委託内容

（資料1）「仕様書（案）」のとおり

6 スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年8月8日 |
| (2) 質問期限 | 令和7年8月20日 17時まで |
| (3) 質問書への回答 | 令和7年8月26日までに予定 |
| (4) 提案競技参加申込書等提出期限 | 令和7年9月1日 17時まで |
| (5) 提案書提出期限 | 令和7年9月3日 17時まで |
| (6) 評価委員会による審査 | 令和7年9月上旬予定 |
| (7) 審査会結果通知 | 令和7年9月上旬予定 |
| (8) 契約締結 | 令和7年9月中旬予定 |

※ 説明会は開催しません。質問がある場合は、質問書を提出してください。

※ 選定委員会はオンラインにて開催する予定としています。

7 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領はこちらから確認できます <http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定

する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

8 共同事業体での参加

複数の事業者が共同事業体（以下、「JV」と言う。）として参加する場合は、応募時に JV を形成し、代表団体を定めてください。その他条件は以下のとおりです。

(1) 各構成員が参加資格を満たしていること。

(2) 各構成員は、本提案に関する2以上のJVの構成員になることはできない。

(3) 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認められない。

9 質疑について

本募集要項及び内容等について質問がある場合は、（様式1）「提案競技質問書」にて提出してください。

(1) 受付期限

令和7年8月20日17時まで

(2) 提出先

「19 提出先・問合せ先」まで

(3) 提出方法

電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

(4) 回答方法

8月26日までに福岡市のホームページに掲載します。

（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等）

10 提案競技参加申込書等の提出について

(1) 提出期限

令和7年9月1日17時まで（必着）

(2) 提出先

「19 提出先・問合せ先」まで

(3) 提出方法

郵送又は持参してください。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※「持参」の場合の受付時間は、平日9時30分～17時とします。

(4) 提出書類

下記①から⑨までの書類を、1部提出してください。なお、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期

間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にとっては、③～⑨の提出を免除します。

① (様式2) 提案競技参加申込書

注1) 共同事業体の場合は、あわせて「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業共同体協定書」を提出すること。(様式は自由)

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレットでも可)

③ 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「(その3) 納税証明書」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ (様式第2-1) 委任状

注1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1により委任状を作成して提出すること。

⑦ (様式2-2) 誓約書

注1) 様式第2-2に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ (様式2-3) 役員名簿

注1) 様式第2-3に、代表者及び役員の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(5) 参加辞退

(様式2)「提案競技参加申込書」を提出した後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、令和7年9月2日17時まで(様式4)「提案競技参加辞退届」を提出すること。

11 提案書の提出について

(1) 提出期限

令和7年9月3日17時まで(必着)

(2) 提出先

「19 提出先・問合せ先」まで

(3) 提出方法

郵送又は持参してください。

※郵送の場合については、特定記録又は簡易書留で送付してください。

※「持参」の場合の受付時間は、平日 9 時 30 分～17 時とします。

(4) 提出書類

下記①から③までの書類を、指定する部数提出してください。

① 提案書 正本 1 部、副本 7 部

- ・ 正本（1 部）には、事業者名を記載してください。
- ・ 副本（7 部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・ 提案者は、（資料 1）「仕様書（案）」の内容を十分に踏まえた上で、（資料 2）評価項目を参考に、本作成要項に従い提案書を作成してください。
- ・ 専門知識を有しない者でも容易に理解できる配慮を行うなど、見やすく明確なものとしてください。
- ・ 6 ページ以内（表紙、目次、様式 3 を除く。）とし、A4 横書き、上部綴じとしてください。フォントは自由ですが、文字サイズは、図表中の文字を除き、11 ポイント以上としてください。
- ・ 表紙の次のページは目次とし、表紙及び目次を除き、ページ番号を一連で付してください。
- ・ 実施内容（注意するポイントや検討のステップ等）、実施体制（本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者等が分かる体系図）、スケジュール等を記載してください。

② 見積書（本業務期間内に要する経費） 正本 1 部、副本 7 部

- ・ 正本（1 部）には、事業者名を記載してください。
- ・ 副本（7 部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・ 枚数制限なし、A4 サイズとしてください（様式自由）。
- ・ 本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「4 提案限度価格」に留意してください。
- ・ 経費の内訳については、できる限り詳細に分けて記載してください。

③ 同種又は類似業務の実績表（様式 3） 正本 1 部、副本 7 部

- ・ 副本（7 部）には、全般にわたって参加者名（企業名）がわかるような記述を一切しないようにしてください。
- ・ 当該事業と同種または類似業務の実績があれば、必要事項を記入して提出してください。実績がない場合は、提出は不要です。

(5) その他

- ・ 検討にあたり、必要がある場合は「警固公園地下駐車場図面」（抜粋資料、PDF 形式）を提供します。希望者は、様式 5「資料提供依頼書」を送付してください。

なお、使用は参加検討の範囲内とし、第三者への提示、譲渡は一切認めません。

提出期限 令和 7 年 9 月 1 日 17 時まで

(6) その他

- ・ 1 事業者 1 提案とし、複数の提案は認めません。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・ 提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・ 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。
- ・ 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とします。

12 事業者評価委員会による審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を評価する事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、下記のとおり実施します。

なお、本企画提案に参加する者が1社であった場合でも、本企画提案の審査・評価は実行するものとします。

(1) 審査日程

令和7年9月上旬予定

(2) 審査方法

評価委員会において、提出された提案書についての書面審査を行います。ただし、当日の評価委員からの質問等については、オンラインで提案者が回答する形式を予定しています。

また、提案内容の確認のため、提案者に対し、事前確認の連絡をする場合があります。

(3) 審査内容

① 評価委員会において、(資料2)「評価項目」に基づき総合的に審査し、最も優秀と認められる事業者を評価します。

② 評価委員会の全委員の平均評価点が60点未満（100点満点）の場合は評価しないものとします。

(4) 選考結果

令和7年9月上旬に電子メールにて連絡する予定です。

13 提出書類の取扱い

(1) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。

(2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。

(3) 提出書類は、審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。

(4) 評価された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

14 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 条件を満たさない提案を行った場合

(2) 提出書類に虚偽があった場合

(3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合

(4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

15 契約

評価委員会での評価に基づき、市は最も優秀と認められる事業者を決定し、当該提案を行った事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。

なお、契約締結に至らない場合は、次点の事業者と業務委託契約手続きのための協議を行います。

16 委託における著作権等の権利の取扱い

(1) この委託で調査・制作された物やデータ等（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、市に帰属するものとします。

(2) 市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者又は受注者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとします。

(3) 市は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、市が認める場合には、受注者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。

- (4) 上記の場合において、受注者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理するものとします。

17 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (3) 提案内容を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) 委託内容については、現時点で必要と思われる提案内容を提示しており、契約締結の際、契約交渉者との協議のうえ変更することがあります。
- (5) この委託で制作された成果品は、福岡市に帰属するものとします。

18 添付資料

[資料]

- 資料 1 仕様書（案）
- 資料 2 評価項目
- 参考資料 1 令和 6 年 9 月議会 経済振興委員会 報告資料
「アジア美術館の魅力向上の検討状況について」
- 参考資料 2 令和 6 年 12 月議会 経済振興委員会 報告資料
「アジア美術館の魅力向上の検討状況について」
- 参考資料 3 令和 7 年 6 月議会 経済振興委員会 報告資料
「アジア美術館 魅力向上に向けた基本計画の検討状況について」

[様式]

- 様式 1 提案競技質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2-1 委任状
- 様式 2-2 誓約書
- 様式 2-3 役員名簿
- 様式 3 同種又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届
- 様式 5 資料提供依頼書

19 提出先・問合せ先

福岡アジア美術館 魅力向上検討担当 担当：田口、上杉
〒812-0027 福岡市博多区下川端町 3-1 リバレインセンタービル 8 階
電子メール：miryokukoujou.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
電話番号：092-263-1107